医療法人 愛生会 兼松病院通所リハビリテーション 重要事項説明書 (要支援)

この説明書は、通所リハビリテーション(デイケア)の契約にあたって利用者様やご家族の方に知っていただきたい重要な事項を記載したものです。

1) 当事業所の概要

事業者	医療法人愛生会 兼松病院		
所在地	徳島県鳴門市撫養町斉田字大堤54番地		
指定事業所番号	3 6 1 0 2 1 0 0 4 3		
開設年月日	平成12年 4月 1日		
連絡先	0 8 8 - 6 8 5 - 4 5 3 7		
緊急時の連絡先	0 8 8 - 6 8 5 - 4 5 3 7		
	月・火・水・金・土曜日:8:30~17:15		
営業日:時間	木曜日:8:30~12:15		
	ただし、12月31日から1月2日までを除く。		
利用定員	月・火・水・金・土曜日:14名、木曜日のみ:8名		
通常の事業の実施地域	鳴門市		
事業の目的、運営方針	 (1) 医療法人愛生会が開設する通所リハビリテーション事業所(以下「事業所」)が行う通所リハビリテーションの事業(以下「事業」)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。 (2) 通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。 (3) 介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図りもって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 		

2) 当事業所の職員体制

職種	人員	職務内容
医師		利用者の心身の状況、希望及び、その置かれている環境を踏まえて、
理学療法士		リハビリテーションの目標を達成するための具体的なサービスの内容
作業療法士		等を記載した通所リハビリテーション計画を作成し利用者及びその家 族に対し、その内容等について説明をし、常に利用者の病状、心身の
言語聴覚士		状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適
介護助手	2名以上	切なサービスを提供する。

3) 利用料

介護度	単位	利用料金(1割負担)	利用料金(2割負担)	利用料金(3割負担)
要支援1	2,268単位	2,268円	4,536円	6,804円
要支援2	4,228単位	4,228円	8,456円	12,684円

加算減算項目	単位	利用料金			
加昇枫昇垻日		(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)	
通所リハビリテーション12月超減算					
要支援1	-120単位	-120円	-240円	-360円	
要支援2 (1月につき)	-240単位	-240円	-480円	-720円	
介護職員処遇改善加算Ⅲ	総単位数の0.066%				

4) 利用者負担金と支払方法

- (1) 利用者様からいただく利用者負担金は介護保険の法定利用料に基づく金額です。 ※自己負担金が1、2、3割の方がございます。<u>介護保険負担割合証</u>をご確認ください。
- (2) 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を越える場合を含む)には、全額負担となります。
- (3) 月々の利用者負担金のお支払いは、毎月7日以降に、請求書をご確認いただき、 現金にてお支払い頂くようお願いいたします。 その後領収書を発行いたします。

※1ヶ月分の利用料金を精算し、翌月の請求となります。

保険給付対象外料金は、月1回、利用料に合わせて徴収します。

5) サービス利用の中止

- (1) サービスの利用を中止する際には、利用日の前々日までに次の連絡先までご連絡下さい。 連絡先(電話) 088-685-4537
- (2) 利用者様の体調不良等で急遽サービスを利用を中止する場合には、すみやかにご連絡下さい。

6) 非常災害時の対策

災害時の対応	当施設の防災対策マニュアルに従い対応を行います。
平常時の訓練	年2回、職員の防火訓練を実施しています。
1 防火設備	スプリンクラー 避難階段 火災報知器 非常灯 消火用散水栓 消火器 煙感知器 防火扉
大規模災害 の対応	年1回、職員の防災訓練を実施しています。

7) 急変時・事故時対応

緊急時連絡先

	AND THE ACTION		
	ご家族様氏名	続柄	電話番号
1			
2			

- (1) 利用者様が当施設の通所リハ、介護予防通所リハの利用時(送迎含む)に体調・容態が急変された場合は、速やかに利用者様のご家族に連絡するとともに、必要な医療措置を講じます。
- (2) 前項において、事故により利用者様に損害が生じた場合、当施設は速やかにその損害を賠償 します。但し、当施設に故意、過失が無い場合はこの限りでありません。
- (3) また、当該事故発生につき利用者様に過失ある場合は、損害賠償の額を減額することがあります。

8) 損害賠償

以下の内容で損害賠償保険に加入しています。利用者様に対して賠償すべきことが起きた場合には、 誠実に対応するとともに、契約書第11条に基き損害賠償いたします。

保険会社	損害保険ジャパン株式会社
保険種別	賠償責任保険
賠償できる 事項	サービスの提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者様の生命、身体 及び財産に損害を及ぼした場合

9) 個人情報の保護について(秘密保持)

当事業者は、利用者様にサービスを提供する上で知りえた情報は、第三者に漏らすことはありません。利用者様やその家族の情報を使用する場合には、利用者様の同意が必要ですので、契約時に別に作成する同意書(個人情報使用同意書)に署名を頂きます。 全ての職員は個人情報保護のため事業所との契約を結んでいます。

10) 苦情及び相談

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、下記の相談窓口までお気軽 にご相談下さい。

(苦情相談窓口) 連絡先、担当者

医療法人愛生会 兼松病院 通所リハビリ	Tel 088-685-4537	担当 管理者 田中 佳孝
鳴門市役所 健康福祉部 長寿介護課	Tel 088-684-1216	
徳島県国民健康保険団体連合会	Tel 088-666-0117	

11) 虐待防止への取り組み

利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の観点から、虐待の発生やその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の担当者を定め取り組みます。

(虐待相談窓口) 連絡先、担当者

医療法人愛生会 兼松病院 通所リハビリ	Tel 088-685-4537	担当 橋本 雄一郎
鳴門市役所 健康福祉部 長寿介護課	Tel 088-684-1216	
徳島県国民健康保険団体連合会	Tel 088-666-0117	

12) 感染症の予防及びまん防止のための措置

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修等の担当者を定め取り組みます。

13) その他

- (1) 職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮下さい。
- (2) サービス利用に当たっては、職員の指示に従って下さい。
- (3) 原則として1ヶ月間、ご利用のない場合は中止とさせていただきます。
- (4) 暴力行為やセクシャルハラスメント、宗教・政治活動など他の利用者様に対する迷惑 行為または業務妨害を認めた際は、ご利用をお断りさせていただく場合がございます。
- (5) 現金や貴重品の持ち込みはトラブル防止の観点から原則禁止とさせていただきます。
- (6) 食品類の持ち込み、ご利用者同志での交換等はご遠慮下さい。

事業者名	1	恵島県鳴門市撫養	町斉田字大堤	₹5 4 番垻	<u>lt</u>	
	ŀ	医療法人愛生会	兼松病院			
	Ē	说明者氏名			(FI)	:
令和	年	月	日			
		上記の重要事項	の説明を受け	同意しま	した。	
住所					ı	
<u>利用者</u>				(EII)	·	
<u>住所</u>						
利用者の家族	ŧ				(続柄)	

電話番号 ()